

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長様

平成 19 年 11 月 5 日

提出者 北海道社会保障推進議会
住 所 札幌市北区北 14 条 3 丁目 2 番 2 号
代表者 黒川 一郎
電 話 (011) 758-2648



北海道後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例に係る陳情書

1. 陳情要旨

<条例（案）について>

- ① 保険料に関して、独自の低所得者減免規定を設けること。特に、これまでの国保料等の保険料負担より負担が増える高齢者について減額措置を行って下さい。
- ② 健診事業に関して、利用者負担を無料にして下さい。そのための財源確保について国や道に強く要請して下さい。
- ③ 現在被用者保険に加入している高齢者に対して、傷病手当金などの必要な保険給付は継続するようにして下さい。

<国への意見書提出について>

- ④ 国に対して、制度の周知徹底がはかられるまで実施を延期し、国庫負担の大幅増額を含めた抜本的見直しをはかるよう求める意見書を提出して下さい。

<道への意見書提出について>

- ⑤ 北海道に対して制度の円滑な運営のためにより積極的な財政支援を行うよう、強く要請して下さい。

<制度施行にあたって>

- ⑥ 対象者全員に対して、早急に制度の説明・広報をすすめてください。
一人一人の理解を得るために、市町村と連携して地域説明会など丁寧な対応を行ってください。

2. 陳情理由

<条例案について>

- ① 新しい制度が持続できるためには、高齢者が払える保険料にすることが求められます。政府与党は被扶養家族の保険料負担の軽減を「凍結」措置として行う方向です。この措置との均衡からも従来より保険料負担が増える高齢者に対する軽減措置を行うことは当然のことだと思います。
- ② 健診事業は、高齢者が元気で暮らし、病気の予防と早期発見・早期治療に必要なものです。多くの高齢者が地域で健診を受けられるような体制と仕組みをつくることが重要です。他県では無料として

いるところが多数あります。健診事業は無料として、必要な財源を国・道に要請して下さい。

③ 被用者保険などに加入している高齢者も強制加入させられる後期高齢者医療制度であっても、従来受けられていた保険給付は保障すべきです。年齢による「給付差別」をもたらさないように傷病手当給付などは特例的に行うようにして下さい。国に対しても必要な働きかけを行って下さい。

<国への意見書提出について>

④ 制度実施5ヶ月前になんでも、いまだに新制度が施行されることを知らされていない当事者が多数います。このような状態で一方的な年金からの保険料天引きが始まれば、大変な事態になります。

そもそも、制度を強引に法制化した政府・与党が「一部凍結」をうちだし、来年度以降に制度の大幅見直しを検討を進めています。こうした流動的な状況の下で、無理矢理制度を施行すること自体、大変異常なことです。

少なくとも、国民に制度の周知徹底がはかられ、国民的な合意が出来るまで制度実施を延期すること、その間に国庫負担の大幅増額を含めた抜本的見直しをはかるよう、国に強く求めて下さい。

<道への意見書提出について>

⑤ 後期高齢者医療制度が高齢者の過重な負担とならないように、北海道に対して保険料軽減・健診料の無料化のために、必要な財政支援を行うことを強く要請して下さい。

<制度施行にあたって>

⑥ 地域での説明会や学習会では「誰がこんな制度をつくったのか」「長生きするなと言うことか」など切実な声が多数寄せられます。高齢者の大多数が、インターネットによる宣伝・周知には関われない層であり、すべての市町村で地域説明会などのきめ細かで丁寧な制度説明を、急いですすめなければならないと考えます。

以上

